

令和6年洞爺湖町教育委員会第4回臨時会会議録

日 時	令和6年11月25日（月） 13:30より
場 所	役場第2委員会室
出席委員	教 育 長 洪 川 賢 一 委 員 吉 田 聡 委 員 岡 本 里 佳 委 員 岩 崎 義 久
欠席委員	委 員 来 栖 由 喜
説 明 員	教育指導参与 山 本 惠一郎 教育推進課長 細 江 幸 恵 社会教育課長 角 田 隆 志
会議録調整者	教育推進課係長 大 楽 泰 生
傍 聴 者	無し
日 程 第 1 【開会宣言】	洪川教育長 開会を宣言する。（13:30）
日 程 第 2 【前回会議録の承認】	洪川教育長 各委員の署名により、承認を確認。
日 程 第 3 【教育長諸般の報告】	洪川教育長 10/17 令和6年度教育長部会研修会（ホテルライフオート札幌） 10/19 虻田小学校学習発表会（虻田小体育館） 〃 芸術館特別展（芸術館） 10/21 洞爺湖町防災会議（第2委員会室） 10/22 教職員人事異動に係る面談（町内5校） 10/26 とうや小学校学習発表会（とうや小体育館） 10/27 洞爺湖町総合文化祭展示部門（あぶた体育館） 10/29 バレーボール協会との打合せ（虻田体育館） 10/31 洞爺湖町文化団体協議会との打合せ（教育長室） 11/ 1 胆振教育局義務教育指導監訪問（教育長室） 11/ 2 バレーボール体験会（あぶた体育館） 11/ 3 洞爺湖町表彰式（防災研修ホール）

日 程 第 4

【 報 告 事 項 】

・ 報告第 23 号

- 1 1 / 5 定例校長会議（第 2 委員会室）
- 1 1 / 8 芸術文化フェスティバル（洞爺湖文化センター）
- 1 1 / 9 小中一貫教育講演会（洞爺湖文化センター）
- 1 1 / 11 令和 7 年度当初人事異動に係る協議（教育長室）
- 1 1 / 12 定例教頭会議（第 2 委員会室）
- 1 1 / 15 学力向上に係る講演会（洞爺湖文化センター）
- 1 1 / 16 胆振管内体育協会連絡協議会研修会（虻田ふれ合いセンター）
- 1 1 / 19 財田米贈呈式（教育長室）
- 1 1 / 20 虻田高校探究学習成果発表会審査（虻田高校体育館）
- 1 1 / 21～22 教育委員学校訪問（町内 5 校、虻田高校、町内 4 保育所）
- 1 1 / 25 教育委員会会議（第 2 委員会室）

渋川教育長

日程第 4、報告事項です。

報告第 23 号、教育推進課所管の各種事務事業の取組状況について、事務局からお願いいたします。

細江教育推進課長

それでは議案書 2 ページをお開きください。報告第 23 号教育推進課所管の各種事務事業の取組状況について、次の通り報告いたします。

一つ目といたしましては、洞爺湖子ども芸術文化フェスティバルの開催についてでございます。

昨年度に引き続き文化庁の事業採択を受け、去る 11 月 8 日金曜日に芸術文化フェスティバル実行委員会の主催により、公営財団法人北海道演劇財団を招き、「地面に生えた毛」の公演を町内の小・中学生 270 名が鑑賞いたしました。

児童生徒が実際に優れた演劇鑑賞に触れる機会が少ない中で、このたびの鑑賞を通して、子どもたちの演劇や表現に対する興味が広がり、実演を鑑賞することで、舞台芸術の奥深さや魅力を感じ、豊かな心や感性、創造性を育む機会となったと感じております。

今後も優れた音楽、演劇、舞踊、伝統芸術等さまざまな体験を通じて、発想力の育成などに取り組んでまいります。

二つ目といたしましては、小中一貫教育の導入に向けた教育講演会の開催についてでございます。

去る 11 月 9 日土曜日、教育委員会主催による、小中一貫教育の導入に向けた本年度 2 回目の教育講演会を洞爺湖文化センターで開催いたしました。講演会の講師、室蘭市立室蘭西中学校校長の山田誠一氏により、「義務教育学校 9 年間の学びに向けて」をテーマに講演をいただき、前任校であります安平町立早来学園の事例を通じて、義務教育学校 9 年間の学びの重要性や、その成果について具体的にお話をいただきました。

また、地域と学校がどのように連携し、子どもたちの成長にとって最良の教育環境を整えるべきかという視点で、多くの示唆を得ることができ、大変有意義な時間となりました。講演会には約 50 名の参加があり、参加者は講師の話に真剣に聴き入り、小中一貫教育への理解を深める機会となりました。

なお、講演会の開催にあたっては、町ホームページの他、小中学校保護者への周知を行うとともに、併せて小中一貫教育の導入に関するアンケートも、インターネットで回答できるよう周知してございます。

教育委員会といたしましては、これまでのアンケート調査結果及び今回のアンケート調査結果も参考としながら、今後、小中一貫教育の導入を目指した取り組みを進めてまいります。

続きまして 3 ページでございます。

三つ目といたしまして、教育講演会等の開催についてでございます。

去る 11 月 15 日金曜日に洞爺湖町教育研究会の主催による、児童生徒の学力向上をテーマとした教育講演会「最適化”される”学びから最適化”する”学びへ」が、洞爺湖文化センターで開催されました。講師は昨年と同様の大妻女子大学教授の樺山敏郎氏を招き、胆振西部 1 市 3 町の教職員と教育関係者、約 80 名が参加し、一つ一つの事業に対する心構えやポイント学習方法について講話され、参加した職員は真剣な表情で聞いておりました。

また、同日には町内の中学校において実際に授業を視察し、改善ポイントについて助言を頂くことで、教員個々が学力向上に導く本質について、改めて振り返る機会となりました。教育委員会といたしましても、児童生徒の学力向上に向け学校と連携しながら、今後もさまざまな取組を進めてまいります。

四つ目といたしまして、学校給食の異物混入についてでございます。

洞爺湖温泉小学校で 10 月 25 日金曜日に提供いたしました給食「根菜汁」にビニール辺のような異物が混入しておりました。大変不快な思いとご迷惑をおかけしましたことに対し、保護者へお詫びの文書を出したところでございます。異物混入の原因究明を図るため、調理工程の作業確認を行い何処で混入したか原因を探り、ある程度把握ができたことから、作業手順の確認および見直しを実施したところでございます。

今後、このようなことがないよう、安全確認の周知徹底や研修などを行い、安心安全な給食提供に努めてまいります。以上でございます。

渋川教育長

それでは質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

岡本委員

2 番の小中一貫教育の講演会でのアンケートについて、また教育委員会の方で結果をまとめていただけますか。

細江教育推進課長

はい、まとめてご報告いたします。

岡本委員

よろしくお願いいたします。

渋川教育長

他よろしいでしょうか。

《なしの声》

それでは、以上の通り報告を受けたということでご了承をお願いいたします。

続きまして、報告第 24 号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について、事務局よりお願いいたします。

角田社会教育課長

議案書 4 ページになります。報告第 24 号、社会教育課所管の各種事務事業の取り組み状況について次の通り報告するものでございます。

とうや湖スポーツまつり 2024 の実施についてでございます。

10 月 14 日、虻田テニスコート及びその周辺を会場に「とうや湖スポーツまつり 2024」が行われました。スポーツまつりは、スポーツの日になんで、スポーツに親しみ、健康増進を図ろうと洞爺湖町体育協会など各関係団体が実行委員会を組織して行われました。

当日はさわやかな秋晴れのもと、小学生から高齢者まで 52 名が参加し、マラソンやウォーキングのほか、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ「モルック」大会などを実施し、スポーツの日を楽しみました。

日 程 第 5
【 議 決 事 項 】
・ 議案第 25 号

今年から陸上競技協会と、歩こう会が実行委員会に加わりました。これまで、それぞれでやっていましたが、人数を集めるのにそれぞれひと苦労しているので、全体で盛り上がっていければという考えでこのような形にしました。

本日反省会もありますので、また課題を整理しながら今後に繋げていければというふうに考えてございます。以上です。

渋川教育長

それでは、質問があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

《なしの声》

それでは以上の通り報告を受けたということでご了承お願いいたします。

続きまして、日程第5、議決事項でございす。

議案第 25 号、洞爺湖町教職員対象ストレスチェック実施要領の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

細江教育推進課長

議案書 5 ページをお開きください。

議案第 25 号、洞爺湖町教職員ストレスチェック実施要領の制定についてでございます。

こちらの実施要領につきましては、ストレスチェック実施に向け実施要領を制定するという趣旨でございます。内容につきましては、5 ページから説明させていただきます。

まず、目的でございます。この要領は、文部科学省通知の「令和 2 年度公立学校教職員の人事行政状況調査等に係る留意事項について」に従って、教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査の具体的実施方法を定めるものでございます。実際には各小・中学校は 50 人以下の事業所となることから、義務ではないんですけれども、こちらを今年度から実施することとして定めるものでございます。

続きまして、2 番の実施体制でございます。実施体制は次の通り定めております。実施者としては町の保健師、事務従事者は教育推進課、検査事業者は中央労働災害防止協会に委託するものでございます。

3 番目のストレスチェック調査票、評価基準等についてでございます。こちらの使用調査票は、職業性ストレス簡易調査票の 57 項目版を使用し、高ストレス選定基準評価方法については、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」をもとに実施マニュアルで示されております「心身のストレス反応」29 項目に着目し、評価基準に準拠し、中災防において高ストレス者として抽出された者を、面接指導等の申出勧奨対象として実施を行うものでございます。実施期間としては 11 月から 1 月の間としております。対象者は町内の小・中学校に勤務する全ての教職員です。結果通知につきましては、個別に電子メールで結果を通知することとしております。

4 番目の高ストレス者の面接指導等についてですが、こちらは 3 の評価基準に基づき、面接指導等の申出勧奨対象者となった者に対して、実施者である町の保健師から勧奨を行うものでございます。面接指導は、外部の医療機関の専門医に依頼しております。依頼先といたしましては、町の方で依頼しております、室蘭市のくがはら内科という病院の医師に依頼をしてございます。面接指導の結果を外部医療機関から聴取し、必要に応じ就業上の措置を実施するものでございます。

5 番目、ストレスチェックの結果に基づく相談対応等につきましては、結果に基づいて、教職員からの相談等の希望に対応するため、相談窓口を教育推進課に設置するものです。

6 番目、ストレスチェックの結果に基づく集団分析等について。分析については、

「労働安全衛生法に基づくストレスチェックと面接指導マニュアル」に示されております「仕事のストレス判定図」に準拠し、各学校ごとにグループ集計を行

うものでございます。こちらは各学校に配布するものではありません。

7 番目、ストレスチェック結果に関する情報の取扱いにつきましては、ストレスチェックの受験結果は中災防から教職員のみ通知され、教育推進課は個々の教職員の受験の有無についてのみ報告を受け、それを基にデータの把握を行うものです。教職員からの相談窓口利用の申出があった際は、教職員の同意のもと、受験結果の提出を受けるが、相談実施や事後措置の実施に必要な最小限の範囲・内容の共有に努めるよう留意するものでございます。集団分析結果については、教育推進課担当・保健師以外には原則非開示とするものでございます。職場環境改善を実施する際、情報共有が必要と考えられる場合のみ、その都度その内容を特定し、その対象範囲に限定して開示を行うものでございます。

8 番目、個人のプライバシー及び不利益取り扱いへの配慮につきましては、職場環境の保護のための調査やストレスチェックを実施するに当たっては、個人のプライバシーの保護に留意して行なってまいります。また、教職員からの相談対応に当たった者及びストレスチェックの事務従事者は、そこで知り得た個人情報の取り扱いに当たっては、関連する法令等を遵守し、正当な理由なく他に漏らしてはならない、ということをお定めております。ストレスチェックに携わる全ての者は、ストレスチェックの受験有無、結果提供の不同意等を理由とした利益取扱いを行ってはならない。なお、実施に際し、ストレスチェックは教職員本人のストレスへの気づきと、その対処の支援及び職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止する 1 次予防を目的とし、メンタルヘルス不調者の発見を一義的目的としないこと、また、ストレスチェックは強要されて受検されるべきものではないこと、ストレスチェックや相談等の受検有無や結果提供の不同意等を理由とした不利益取扱いを防止すること等の趣旨を十分周知するものとする、としてございます。

以上、ご提案いたしますのでどうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

渋川教育長

それでは質疑をお受けしたいと思います。

岩崎委員

これは、あくまで個人のストレスの度合いを本人が知るためという感じであって、例えば教育長とか、推進課がこれを把握して、それを基に何とかしようと動き出すもの、という意味ではないということですね。

細江教育推進課長

本人が把握すべきこと、という形で取り組んでいくものですので、システム上で質問内容に答えていって、最後まで答え終わるとその人の状況がまず一番先に本人へ届きます。その後、高ストレスで何かの手立てが必要ではないかというリストが教育委員会の方に送られてきます。その場合、町の保健師の方でこういう研修を受けている者がおりますので、まずはその保健師に状況を見ていただいて、診察・診断が必要ではないかという方に対して、本人へそういう状況であることを伝え、本人に対して申出ることに対する勧奨を保健師の方から行ってもらおうというような形での実施手順となっております。

渋川教育長

それでは提案の通り承認することとしてよろしいでしょうか。

《なしの声》

異議なしと認めます。

それでは議案第 25 号、洞爺湖町教職員対象ストレスチェック、実施要領の制定については原案の通り可決されました。

続きまして日程第 6、その他でございます。

委員の皆様から何かございますか。

《なしの声》

日 程 第 7 【 閉 会 】	事務局ございますか。 《なしの声》 それでは、以上をもちまして、洞爺湖町教育委員会令和 6 年第 4 回臨時会を終了いたします。 1 3 : 5 0 閉会
----------------------------	---